

愛知県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領

(平成 12 年 1 月 14 日付け 12 農技第 35 号農林水産部長通知)

第 1 趣 旨

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 110 号。以下「法」という。) 第 4 条第 3 項の規定による持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。) の認定については、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令」(平成 11 年政令第 334 号。) 、 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」(平成 11 年農林水産省令第 69 号。以下「規則」という。) 、 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について」(平成 11 年 10 月 25 日付け 11 農産第 6789 号農林水産省農産園芸局長通知。以下「施行について」という。) 及び「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成 18 年農林水産省令第 11 号及び平成 19 年農林水産省令第 10 号。以下「省令追加」という。) 、 「愛知県持続性の高い農業生産方式導入指針(平成 12 年 1 月 14 日付け 12 農技第 35 号農業水産部長通知。以下「導入指針」という。) 」に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第 2 申請者の資格

導入計画を作成し、認定を申請することができる者は、以下の 1 又は 2 のとおりとする。

- 1 一般的な技術と比べ技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有し、かつ、個々の経営における農作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関して決定権と判断力を有する農業経営の主体である者。
- 2 既に導入計画の認定を受けた者(以下「エコファーマー」という。) であって、導入計画の更新又は変更の認定を受けようとする者。
- 3 1 又は 2 で構成する別表 1 に該当する団体

第 3 導入計画の認定基準

- 1 導入計画の認定基準は、規則、施行についての認定基準等に基づき、次に掲げるとおりとする。

- (1) 導入しようとする生産方式が規則、施行について規定された持続性の高い農業生産方式に係る技術及び導入指針で示した農作物別・地域別の持続性の高い農業生産方式の内容に合致していること。
- (2) 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該農作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めること。
- (3) 導入計画が、申請者の技術、経営能力、事業・資金計画等から総合的に見て実現性が高いこと。
- (4) 持続性の高い農業生産方式の内容から見て、設置する施設の規模、購入する機械や資材の種類等導入計画に記載されている措置が、導入計画に記載されている目標を達成するために適切なものであること。
- (5) 地力増進法に基づき地力増進対策の定められた地力増進地域にあっては、導入計画に係る農地について、当該対策指針に即した営農が行われているものと認められること。

2 第2の2の導入計画の更新に係る認定基準は、第3の1に加え、次に掲げるもののうち一つ以上を満たすものとする。

- (1) 持続性の高い農業生産方式に係る技術の新たな追加や技術内容の精度の向上が図られること。
- (2) その他、認定会議が適切であると認める導入計画であること。

第4 導入計画認定の申請手続き

1 導入計画の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式1）を、住所地を管轄する農林水産事務所に提出するものとする。

なお、別表1に該当する団体で導入計画の認定を受けようとする者は、認定申請書（団体申請用）（別記様式2）に当該団体の規約、栽培暦及び栽培指針等を添えて所在地を管轄する農林水産事務所に提出するものとする。

2 申請を受理した農林水産事務所長は、申請の内容を確認の上、別記様式3により、農業水産局長に副申する。

3 導入計画の申請受付時期は、原則として年4回とし、第1回は4月1日から5月10日まで、第2回は5月11日から8月10日まで、第3回は11月1日から11月10日まで、第4回は2月1日から2月10日までの期間とする。

4 第2の2の導入計画の更新に係る申請手続きは次のとおりとする。

- (1) 認定を希望する者は、認定申請書（別記様式1、団体の場合は別記様式2）を住所地を管轄する農林水産事務所に提出するものとする。
- (2) 導入計画の申請は、認定有効期限（認定日から5年を経過した日の月末）前の申請受付時期に提出するものとする。
- (3) 申請を受理した農林水産事務所長は、申請の内容及び認定を受けた導入計画の実施状況を確認の上、別記様式3により、農業水産局長に副申する。

第5 導入計画の認定

- 1 知事は、第3の導入計画の認定基準に基づき、申請者の資格及び申請のあった導入計画の妥当性を審査するため、愛知県持続的農業生産方式導入計画認定会議（以下「認定会議」という。）を以下のとおり開催する。
 - (1) 開催時期
原則として、6月、9月、12月及び3月。
 - (2) 協議事項
 - ア 導入計画の審査に関すること。
 - イ 導入計画の変更に係る審査に関すること。
 - ウ その他持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関すること。
 - (3) 認定会議の構成員
認定会議は、別表2の機関の長が指名した者をもって組織する。ただし、必要に応じて構成員以外の参加を求めて意見を聞くことができる。
 - (4) 会議の開催等
 - ア 認定会議は、農業水産局長が招集する。
なお、内容に応じて文書照会に代えることができる。
 - イ 認定会議の事務局は、農業水産局農政部農業経営課とする。
 - ウ 認定会議の議長は、農業経営課担当課長（普及・技術・環境）とする。
農業経営課担当課長（普及・技術・環境）が出席できない時は、農業経営課環境・植防グループ班長が、その職務を代行する。
- 2 知事は、認定会議の審査の結果、第2の申請者の資格を満たし、かつ、申請のあった導入計画が第3の認定基準を満たしており、認定することが適当と判断されるときは、当該導入計画を認定する。
- 3 知事は、導入計画の認定を行ったときは、農林水産事務所を通じ、申

請者に認定証書（別記様式4）を交付するとともに、関係機関に認定した旨を通知する。また、農林水産事務所長は、関係する市町村及び農業協同組合に認定した旨を通知する。

- 4 知事は、導入計画を認定しなかったときは、農林水産事務所を通じ、申請者に通知する。
- 5 第2の2に係る導入計画の認定番号は、以前に認定された認定番号と同一とすることができる。

第6 導入計画の変更

- 1 エコファーマーが、認定を受けた導入計画について、2に掲げる変更をしようとするときは、変更申請書（別記様式5-1（個人の場合）、別記様式5-2（団体の場合））に原則として以前に交付された認定証書を添えて知事に提出し、その認定を得なければならない。
- 2 認定を必要とする変更は、次のとおりとする。
 - (1) 農作物別生産方式導入計画のうち、持続性の高い農業生産方式の導入農作物及び導入面積の変更。
 - (2) 導入する生産方式の内容の変更。
 - (3) 目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項のうち、たい肥等有機質資材の種類、機械・施設の種類・能力等の変更。
 - (4) 団体申請で認定された構成員の変更。
- 3 導入計画の変更の認定に係る手続きは、第4及び第5に準じ、認定証書（別記様式4）を交付する。

なお、2の(1)の導入面積、(3)及び(4)に係る変更は、第5に規定する認定会議の審査を省略することができる。

- 4 導入計画の変更の認定基準は、第3の認定基準を準用する。

第7 導入計画の取消の届出

- 1 導入計画の認定を受けた者が、経営の廃業又は死亡等により導入計画の遂行ができなくなった場合は、取消の届出（別記様式6）に認定証書を添えて知事に提出するものとする。

なお、本人が死亡した場合は、その家族等の代理人が提出するものとする。

- 2 届出を受けた農林水産事務所長は、別記様式7により、農業水産局長

に進達する。

第 8 導入計画の実施状況の報告

エコファーマーは、法第 9 条の規定により、知事の求めに応じて導入計画の中間年度の導入計画実施状況について、別記様式 8 に記入の上、別記様式 9 により、住所地を管轄する農林水産事務所に提出する。

提出を受けた農林水産事務所長は、別記様式 10 により農業水産局長に報告する。

第 9 その他

- 1 農林水産事務所は、農業総合試験場、関係市町村及び農業団体と連携し、導入計画の認定を受けようとする者に対し、導入計画作成の指導、助言を行うとともに、エコファーマーに対しては導入計画の達成に向けて、技術的な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 新城設楽農林水産事務所及び東三河農林水産事務所においては、第 5 から第 8 の規定に基づいて実施した導入計画の認定、取消及び実施状況の報告のとりまとめ結果について、速やかに農業経営課へ報告する。
- 3 台帳の管理及び認定番号を付す際は農業経営課、新城設楽農林水産事務所、東三河農林水産事務所で調整するものとする。

第 10 準用

第 4 から第 7 の規定は、新城設楽農林水産事務所及び東三河農林水産事務所について準用する。この場合において、別表 3 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則 この要領は、平成 12 年 1 月 14 日から施行する。

附則 この要領は、平成 12 年 4 月 3 日から一部改正する。

附則 この要領は、平成 13 年 2 月 6 日から一部改正する。

附則 この要領は、平成 13 年 2 月 26 日から一部改正する。

附則 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正する。

附則 この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から一部改正する。

附則 この要領は、平成 15 年 12 月 16 日から一部改正する。

附則 この要領は、平成 16 年 5 月 24 日から一部改正する。

- 附則 この要領は、平成 16 年 9 月 16 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 17 年 8 月 8 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 18 年 7 月 18 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 22 年 3 月 30 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 23 年 5 月 25 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 28 年 1 月 12 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 28 年 4 月 14 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 30 年 9 月 4 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 附則 この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から一部改正する。

別表 1

- ・ 農業協同組合の生産部会
- ・ 営農集団（代表者の定めがあり、かつ、定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。ただし、農家数は3戸以上とする。）
- ・ その他知事が適当と認める団体。

別表 2

愛知県持続的農業生産方式導入計画認定会議構成機関

- 1 農業水産局農政部農政課
- 2 農業水産局農政部農業経営課
- 3 農業水産局農政部園芸農産課
- 4 農業水産局農政部畜産課
- 5 農業総合試験場

別表 3

項	農業経営課	新城設楽農林水産事務所 及び東三河農林水産事務所
第 4 の 2	確認の上、別記様式 3 により、農業水産局長に副申する。	確認する。
第 4 の 4 の (3)	確認の上、別記様式 3 により、農業水産局長に副申する。	確認する。
第 5 の 1 の (3)	別表 2	別表 4、別表 5 もしくは別表 6
第 5 の 1 の (4) の ア	農業水産局長	農林水産事務所長
第 5 の 1 の (4) の イ	農業水産局農政部農業経営課	農林水産事務所農業改良普及課
第 5 の 1 の (4) の ウ	農業経営課担当課長（普及・技術・環境）	農林水産事務所農業改良普及課長
	環境・植防 G 班長	農林水産事務所農業改良普及課担い手育成 G 班長
第 7 の 2	別記様式 7 により、農業水産局長に進達する。	受理する。

別表 4

愛知県持続的農業生産方式導入計画認定会議構成機関

- 1 新城設楽農林水産事務所農業改良普及課
- 2 新城設楽農林水産事務所農政課
- 3 農業総合試験場

別表 5

愛知県持続的農業生産方式導入計画認定会議構成機関

- 1 東三河農林水産事務所農業改良普及課
- 2 東三河農林水産事務所農政課
- 3 農業総合試験場

別表 6

愛知県持続的農業生産方式導入計画認定会議構成機関

- 1 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課
- 2 東三河農林水産事務所農政課
- 3 農業総合試験場

(別記様式1)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書

年 月 日

※認定番号 番

(※更新の場合のみ記載)

愛知県知事殿

住 所 〒

電 話 番 号

ふ り が な

氏 名

(法人、の場合は名称
及び代表者名)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条の規定により、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を認定してください。

記

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

(目標： 年度)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

農業経験年数 年

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 人 (うち専従者 人)				

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 農作物別生産方式導入計画

	前回計画 ※更新の場合のみ記載		申請時 現 状 (年度)	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	目標年度 5 年後 (年度)
	目 標 (年度)	実績 (年度)						
生産方式導入農作物		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a	a
小 計	a	a	a	a	a	a	a	a
その他の農産物	a	a	a	a	a	a	a	a
合 計	a	a	a	a	a	a	a	a

注1 前回計画目標は前回認定を受けた導入計画の目標面積を記載する。

2 目標年は、5年後とすること。

3 「生産方式導入農作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

4 「その他の農作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

農作物名	収量	現状の生産方式の内容	資材の使用 の量・回数	導入する生産方式の内容	資材の使用 の量・回数
	現状 kg/10a 【注1】	有機質資材施用技術【注2】 <input type="checkbox"/> たい肥等の施用 月 <input type="checkbox"/> 緑肥のすき込み 月 資材名(又は商品名) :【注4】 t 主原料: N: % (現物) C/N比:	回/年 t/10a kgN/10a 【注5】	有機質資材施用技術【注2】 <input type="checkbox"/> たい肥等の施用 月 <input type="checkbox"/> 緑肥のすき込み 月 資材名(又は商品名) :【注4】 t 主原料: N: % (現物) C/N比:	回/年 t/10a kgN/10a 【注5】
		化学肥料低減技術 使用化学肥料名:【注7】	総量 kgN/10a	化学肥料低減技術 使用化学肥料名:【注7】	総量 kgN/10a
	作付時期 【注9】 月 旬 ~ 月 旬	<input type="checkbox"/> 局所施肥【注3】 <点滴・条・溝>施肥 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % <input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料【注3】 <被覆・緩効性・硝酸化成抑制>肥料 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % <input type="checkbox"/> 有機質肥料 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % 主原料: 有機率: % <input type="checkbox"/> 有機質資材成分考慮	うち 化学肥料 kgN/10a 【注5】 土壌の性質 壤質 粘質 砂質 れき質 【注3】	<input type="checkbox"/> 局所施肥【注3】 <点滴・条・溝>施肥 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % <input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料【注3】 <被覆・緩効性・硝酸化成抑制>肥料 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % <input type="checkbox"/> 有機質肥料 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % 主原料: 有機率: % <input type="checkbox"/> 有機質資材成分考慮	うち 化学肥料 kgN/10a 【注5】 土壌の性質 壤質 粘質 砂質 れき質 【注3】
目標 kg/10a	化学合成農薬低減技術 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒 <input type="checkbox"/> 機械除草 回 <input type="checkbox"/> 除草用動物 <input type="checkbox"/> 生物農薬 資材名(又は商品名) :【注4】 回 <input type="checkbox"/> 対抗植物 植物名: <input type="checkbox"/> 抵抗性品種・台木 品種・台木名: <input type="checkbox"/> 天然物質由来農薬利用技術 資材名(又は商品名) :【注4】 回 <input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒 <input type="checkbox"/> 光利用技術【注8】 技術名: <input type="checkbox"/> 被覆栽培 網目: mm <input type="checkbox"/> フェロモン剤 資材名: 回 <input type="checkbox"/> マルチ栽培 <input type="checkbox"/> 土壌還元消毒	総回数 回 うち 化学合成農薬 回 【注5】	化学合成農薬低減技術 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒 <input type="checkbox"/> 機械除草 回 <input type="checkbox"/> 除草用動物 <input type="checkbox"/> 生物農薬 資材名(又は商品名) :【注4】 回 <input type="checkbox"/> 対抗植物 植物名: <input type="checkbox"/> 抵抗性品種・台木 品種・台木名: <input type="checkbox"/> 天然物質由来農薬利用技術 資材名(又は商品名) :【注4】 回 <input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒 <input type="checkbox"/> 光利用技術【注8】 技術名: <input type="checkbox"/> 被覆栽培 網目: mm <input type="checkbox"/> フェロモン剤 資材名: 回 <input type="checkbox"/> マルチ栽培 <input type="checkbox"/> 土壌還元消毒	総回数 回 うち 化学合成農薬 回 【注5】	
作付時期 【注9】 月 旬 ~ 月 旬					

- 注1: 前作の「収量」については、通常よりも大幅に少なかった場合は、その理由を記載すること。
 2: 技術の内容について、該当する技術の□に「×」を入れる又は黒く「■」塗り潰すこと。
 なお、該当する項目以外の項目は、様式から削除しても構いません。
 3: 局所施肥及び肥効調節型肥料の< >内及び土壌の性質の該当するものに○をつけること。
 4: 「たい肥」を始めとする各種資材は「資材名」又は「商品名」のいずれかを記入すること。
 5: 「資材の使用の量・回数」は、原則として、以下のとおり記入すること。
 ①有機質資材施用技術…年間あたりの施用回数及び施用量
 ②化学肥料低減技術…1作あたりの総窒素及び化学肥料由来窒素の投入量
 ③化学合成農薬低減技術…1作あたりの総農薬及び化学合成農薬の使用回数(ただし、有効成分の延べ使用回数)
 6: 同一ほ場で輪作を行う場合において、「有機質資材の施用」や「肥料の施肥」を、ある作付けの時にまとめて行う場合は、「○○作付け時に施用」と注意書きをすること。
 なお、輪作体系の中に、認定を受けない農作物がある場合についても、生産方式(輪作体系、農作物名、収量、総窒素及び化学肥料由来窒素の投入量、総農薬及び化学合成農薬使用回数など)がわかるように記載すること。
 7: 使用化学肥料名…普及課の覚えとして記入してください。不明の場合は記入する必要はありません。
 8: 光利用技術名は、黄色灯、反射資材、カラートラップ、非散布型農薬、近紫外線除去フィルムのいずれかを記入する。
 9: 永年作物の作付け期間は、前作収穫終了後から今作収穫終了後まで。

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物		
合 計		

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
現 状		t	t	
目 標				

注 1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくずたい肥）を記入すること。

2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種類・能力	台 数	種類・能力	台 数	実施時期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達計画

資 金 使 途	資金種類	金 額	償還条件等	実施時期	備 考
		千円			
合 計					

注 1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。

3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。

4 「償還条件」には、償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間を記入すること。

5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

--

注 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容，実施方法等を記入すること。

その他記載内容：所属部会名、基盤強化法による認定農業者、農業経営士等を記入する。

[添付資料]

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の直近の土壌診断結果

作目	分析項目
水稲	全窒素、可給態（培養）窒素
麦・大豆	pH、EC、交換性石灰、交換性苦土、交換性加里、可給態リン酸
野菜	pH、EC、交換性石灰、交換性苦土、交換性加里、可給態リン酸、腐植
果樹 茶	pH、EC、交換性石灰、交換性苦土、交換性加里、可給態リン酸、腐植
花き	pH、EC、交換性石灰、交換性苦土、交換性加里、可給態リン酸、腐植

※可給態（培養）窒素の分析については、腐植をもって代えることができる。

(別記様式2)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書

(団体申請用)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

団 体 名

ふりがな

職 氏 名

所 在 地 〒

電 話 番 号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条の規定により、下記の持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を認定してください。

記

- 1 持続性の高い農業生産方式導入に関する計画一覧表
別添のとおり

2 生産方式の内容

農作物名	収量	現状の生産方式の内容	資材の使用の量・回数	導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	現状	有機質資材施用技術【注2】 <input type="checkbox"/> たい肥等の施用 月 <input type="checkbox"/> 緑肥のすき込み 月 資材名(又は商品名) :【注4】 t 主原料: N: % (現物) C/N比:	回/年 t/10a kgN/10a 【注5】	有機質資材施用技術【注2】 <input type="checkbox"/> たい肥等の施用 月 <input type="checkbox"/> 緑肥のすき込み 月 資材名(又は商品名) :【注4】 t 主原料: N: % (現物) C/N比:	回/年 t/10a kgN/10a 【注5】
	kg/10a 【注1】	化学肥料低減技術 使用化学肥料名:【注7】 <input type="checkbox"/> 局所施肥【注3】 <点滴・条・溝>施肥 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % <input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料【注3】 <被覆・緩効性・硝酸化成抑制>肥料 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % <input type="checkbox"/> 有機質肥料 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % 主原料: 有機率: % <input type="checkbox"/> 有機質資材成分考慮	総量 kgN/10a うち 化学肥料 kgN/10a 【注5】 土壌の性質 壤質 粘質 砂質 れき質 【注3】	化学肥料低減技術 使用化学肥料名:【注7】 <input type="checkbox"/> 局所施肥【注3】 <点滴・条・溝>施肥 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % <input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料【注3】 <被覆・緩効性・硝酸化成抑制>肥料 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % <input type="checkbox"/> 有機質肥料 資材名(又は商品名) :【注4】 kg N: % 主原料: 有機率: % <input type="checkbox"/> 有機質資材成分考慮	総量 kgN/10a うち 化学肥料 kgN/10a 【注5】 土壌の性質 壤質 粘質 砂質 れき質 【注3】
	作付時期【注9】 月 旬 ~ 月 旬	目標	化学合成農薬低減技術 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒 <input type="checkbox"/> 機械除草 回 <input type="checkbox"/> 除草用動物 <input type="checkbox"/> 生物農薬 資材名(又は商品名) :【注4】 回 <input type="checkbox"/> 対抗植物 植物名: <input type="checkbox"/> 抵抗性品種・台木 品種・台木名: <input type="checkbox"/> 天然物質由来農薬利用技術 資材名(又は商品名) :【注4】 回 <input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒 <input type="checkbox"/> 光利用技術【注8】 技術名: <input type="checkbox"/> 被覆栽培 網目: mm <input type="checkbox"/> フェロモン剤 資材名: 回 <input type="checkbox"/> マルチ栽培 <input type="checkbox"/> 土壌還元消毒	総回数 回 うち 化学合成農薬 回 【注5】	化学合成農薬低減技術 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒 <input type="checkbox"/> 機械除草 回 <input type="checkbox"/> 除草用動物 <input type="checkbox"/> 生物農薬 資材名(又は商品名) :【注4】 回 <input type="checkbox"/> 対抗植物 植物名: <input type="checkbox"/> 抵抗性品種・台木 品種・台木名: <input type="checkbox"/> 天然物質由来農薬利用技術 資材名(又は商品名) :【注4】 回 <input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒 <input type="checkbox"/> 光利用技術【注8】 技術名: <input type="checkbox"/> 被覆栽培 網目: mm <input type="checkbox"/> フェロモン剤 資材名: 回 <input type="checkbox"/> マルチ栽培 <input type="checkbox"/> 土壌還元消毒
kg/10a	作付時期【注9】 月 旬 ~ 月 旬				

注1: 前作の「収量」については、通常よりも大幅に少なかった場合は、その理由を記載すること。

2: 技術の内容について、該当する技術の□に「×」を入れる又は黒く「■」塗り潰すこと。

なお、該当する項目以外の項目は、様式から削除しても構いません。

3: 局所施肥及び肥効調節型肥料の< >内及び土壌の性質の該当するものに○をつけること。

4: 「たい肥」を始めとする各種資材は「資材名」又は「商品名」のいずれかを記入すること。

5: 「資材の使用の量・回数」は、原則として、以下のとおり記入すること。

①有機質資材施用技術…年間あたりの施用回数及び施用量

②化学肥料低減技術…1作あたりの総窒素及び化学肥料由来窒素の投入量

③化学合成農薬低減技術…1作あたりの総農薬及び化学合成農薬の使用回数(ただし、有効成分の延べ使用回数)

6: 同一ほ場で輪作を行う場合において、「有機質資材の施用」や「肥料の施肥」を、ある作付けの時にまとめて行う場合は、「○○作付け時に施用」と注意書きをすること。

なお、輪作体系の中に、認定を受けない農作物がある場合についても、生産方式(輪作体系、農作物名、収量、総窒素及び化学肥料由来窒素の投入量、総農薬及び化学合成農薬使用回数など)がわかるように記載すること。

7: 使用化学肥料名…普及課の覚えとして記入してください。不明の場合は記入する必要はありません。

8: 光利用技術名は、黄色灯、反射資材、カラートラップ、非散布型農薬、近紫外線除去フィルムのいずれかを記入する。

9: 永年作物の作付け期間は、前作収穫終了後から今作収穫終了後まで。

[添付資料]

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の直近の土壌診断結果

作目	分析項目
水稲	全窒素、可給態（培養）窒素
麦・大豆	pH、EC、交換性石灰、交換性苦土、交換性加里、可給態リン酸
野菜	pH、EC、交換性石灰、交換性苦土、交換性加里、可給態リン酸、腐植
果樹 茶	pH、EC、交換性石灰、交換性苦土、交換性加里、可給態リン酸、腐植
花き	pH、EC、交換性石灰、交換性苦土、交換性加里、可給態リン酸、腐植

※可給態（培養）窒素の分析については、腐植をもって代えることができる。

- 3 規約、栽培暦及び栽培指針等

(別記様式3)

番 号
年 月 日

農業水産局長 殿

〇〇農林水産事務所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（計画変更）
の認定申請について（副申）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条（第5条）及び愛知県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領（以下「県認定要領」という。）第4（第6）に基づき、下記の者から申請がありました。

内容を確認した結果、所見欄のとおりであり、県認定要領第3の認定基準を満たしていると、認められます。

氏 名	所 見

注：上記所見欄は、別に定める申請一覧表で代替することができる。

担 当
電 話
ファックス

(別記様式4)

第〇〇〇号
(認定番号)

認定証書

〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地の〇

〇〇〇〇様

申請のありました持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画について、適当であると認められますので、認定します。

記

持続性の高い農業生産方式の導入計画

作物名 〇〇〇
認定年月日 〇〇年〇月〇日
目標年度 〇〇年度
認定有効期限 〇〇年〇月〇日
〇〇年〇〇月〇〇日 (最新認定証書発行日)

愛知県知事

注 団体申請に係る認定の場合、認定証書に構成員一覧(参考)を添付する

(別記様式 5 - 1)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画変更申請書
(個人用)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒

電 話 番 号

ふ り が な

氏 名

(法人の場合は
名称及び代表者名)

認 定 番 号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、年 月 日付けで認定を受けた持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

(農業経験年数 年)

変 更 前	変 更 後

注 1 変更する事項について、認定申請書様式の項目ごとに、変更前と変更後の内容が対比できるように作成する。

なお、変更する内容が多い場合は、別記様式 1 に準じて作成する。

注 2 提出時は認定証書を添付する。

(別記様式 5 - 2)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画変更申請書
(団体用)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

団 体 名

ふりがな
職 氏 名

所 在 地 〒

電話番号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、年 月 日付けで認定を受けた持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

変 更 前	変 更 後

注 1 変更する事項について、認定申請書様式の項目ごとに、変更前と変更後の内容が対比できるように作成する。

なお、変更する内容が多い場合は、別記様式 2 に準じて作成する。

注 2 提出時は認定証書を添付する。

(別記様式6)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画取消の届出

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒

電 話 番 号

ふ り が な

氏 名

(代理人)

(本人死亡の場合は代理人)

認 定 番 号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条に基づき、
年 月 日付けで認定を受けた持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画
を下記の理由により取り消したいので、認定証書を添えて届け出ます。

記

取消の理由

(別記様式7)

〇〇農第 号
年 月 日

農業水産局長 殿

〇〇農林水産事務所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の
取り消しについて（進達）

愛知県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領第7に基づき、
下記の者から届出がありました。

認定番 号	氏 名	理 由

担 当
電 話
ファックス

(別記様式 8) 持続性の高い農業生産方式の導入計画実施状況報告

農作物名	収量	実施状況	資材の使用量・回数	導入計画の内容	資材の使用量・回数
	kg/10a	有機質資材施用技術 <input type="checkbox"/> たい肥等の施用 月 <input type="checkbox"/> 緑肥のすき込み 月 資材名(又は商品名) : t 主原料: N: % (現物) C/N比:	回/年 t/10a kgN/10a	有機質資材施用技術 <input type="checkbox"/> たい肥等の施用 月 <input type="checkbox"/> 緑肥のすき込み 月 資材名(又は商品名) : t 主原料: N: % (現物) C/N比:	回/年 t/10a kgN/10a
		化学肥料低減技術 使用化学肥料名: 【注7】 <input type="checkbox"/> 局所施肥 【注3】 <点滴・条・溝>施肥 資材名(又は商品名) : kg N: % <input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料【注3】 <被覆・緩効性・硝酸化成抑制>肥料 資材名(又は商品名) : kg N: % <input type="checkbox"/> 有機質肥料 資材名(又は商品名) : kg N: % 主原料: 有機率: % <input type="checkbox"/> 有機質資材成分考慮	総量 kgN/10a うち 化学肥料 kgN/10a	化学肥料低減技術 使用化学肥料名: 【注7】 <input type="checkbox"/> 局所施肥 【注3】 <点滴・条・溝>施肥 資材名(又は商品名) : kg N: % <input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料【注3】 <被覆・緩効性・硝酸化成抑制>肥料 資材名(又は商品名) : kg N: % <input type="checkbox"/> 有機質肥料 資材名(又は商品名) : kg N: % 主原料: 有機率: % <input type="checkbox"/> 有機質資材成分考慮	総量 kgN/10a うち 化学肥料 kgN/10a
	作付時期 月 旬 ~ 月 旬	土壌の性質 壤質 粘質 砂質 れき質	土壌の性質 壤質 粘質 砂質 れき質		
	kg/10a	目標 化学合成農薬低減技術 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒 <input type="checkbox"/> 機械除草 回 <input type="checkbox"/> 除草用動物 <input type="checkbox"/> 生物農薬 資材名(又は商品名) : 【注4】 回	総回数 回 うち 化学合成農薬 回	化学合成農薬低減技術 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒 <input type="checkbox"/> 機械除草 回 <input type="checkbox"/> 除草用動物 <input type="checkbox"/> 生物農薬 資材名(又は商品名) : 【注4】 回	総回数 回 うち 化学合成農薬 回
		作付時期 月 旬 ~ 月 旬 <input type="checkbox"/> 対抗植物 植物名: <input type="checkbox"/> 抵抗性品種・台木 品種・台木名: <input type="checkbox"/> 天然物質由来農薬利用技術 資材名(又は商品名) : 【注4】 回 <input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒 <input type="checkbox"/> 光利用技術 【注8】 技術名: <input type="checkbox"/> 被覆栽培 網目: mm <input type="checkbox"/> フェロモン剤 資材名: 回 <input type="checkbox"/> マルチ栽培 <input type="checkbox"/> 土壌還元消毒	<input type="checkbox"/> 対抗植物 植物名: <input type="checkbox"/> 抵抗性品種・台木 品種・台木名: <input type="checkbox"/> 天然物質由来農薬利用技術 資材名(又は商品名) : 【注4】 回 <input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒 <input type="checkbox"/> 光利用技術 【注8】 技術名: <input type="checkbox"/> 被覆栽培 網目: mm <input type="checkbox"/> フェロモン剤 資材名: 回 <input type="checkbox"/> マルチ栽培 <input type="checkbox"/> 土壌還元消毒		

(農林水産事務所記入欄)

有機質資材施用技術に関する実施状況評価:

化学肥料低減技術に関する実施状況評価:

化学合成農薬低減技術に関する実施状況評価:

その他意見

※記載内容は、別記様式1の生産方式の内容に準ずる。

(別記様式9)

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 〒

氏 名

電話番号

認定番号

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の実施状況
について（報告）

愛知県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領第8に基づき、認定導入計画の実施状況について別添のとおり報告します。

(別記様式10)

番 号
年 月 日

農業水産局長 殿

〇〇農林水産事務所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の
実施状況について（報告）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第9条及び愛知県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領第8に基づき、別添の者から導入計画の実施状況の報告がありました。

担 当
電 話
ファックス